

新旧対照表

別紙 12

【輸出入・港湾関連情報処理システムを利用した航空貨物の到着即時輸入申告扱いについて（平成 8 年 4 月 17 日蔵関第 336 号）】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>4. 輸入許可</p> <p>(1) 輸入申告後、申告の内容と AWB 情報等の登録内容が一致した場合には、納付すべき関税及び内国消費税（以下「関税等」という。）がない場合、納税方式がリアルタイム口座振替方式による場合又は直納方式若しくはマルチペイメントネットワークを利用する方法（以下「MPN 利用方式」という。）によるものであって納期限延長制度が適用される場合には、輸入申告後直ちに輸入許可となる。ただし、口座残高不足の場合又は直納方式若しくは MPN 利用方式によるものであって納期限延長制度が適用されない場合については、関税等の納付が確認されたのちに輸入許可となる。</p> <p>なお、航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合は、貨物が当該航空貨物の集積場所に向けて搬出された際に輸入許可となるので、通達第 3 章第 2 節 2-1 に準じて、発送手続を行うことを求めるものとする。</p> <p>(2) (省略)</p> | <p>4. 輸入許可</p> <p>(1) 輸入申告後、申告の内容と AWB 情報等の登録内容が一致した場合には、納付すべき関税及び内国消費税（以下「関税等」という。）がない場合、納税方式が<u>専用口座振替方式若しくは</u>リアルタイム口座振替方式による場合又は直納方式若しくはマルチペイメントネットワークを利用する方法（以下「MPN 利用方式」という。）によるものであって納期限延長制度が適用される場合には、輸入申告後直ちに輸入許可となる。ただし、口座残高不足の場合又は直納方式若しくは MPN 利用方式によるものであって納期限延長制度が適用されない場合については、関税等の納付が確認されたのちに輸入許可となる。</p> <p>なお、航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合は、貨物が当該航空貨物の集積場所に向けて搬出された際に輸入許可となるので、通達第 3 章第 2 節 2-1 に準じて、発送手続を行うことを求めるものとする。</p> <p>(2) (同左)</p> |